

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 2 号

平成 2 6 年 (2014 年) 3 月 1 8 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成25年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(水道局関係)

[問題点]

(1) 会計規程の運用について

- ① 備品購入に係る契約事務が適切でない。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。
- ② 地方公営企業法では支出の例外として認められていないものがある。関係法令等に基づき適切な支出事務の執行に努められたい。

(2) 水道料減免申請の取扱いについて

- ① 減免申請に基づく処理に不適切なものがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

(1)－①

今後は、関係法令に基づき、適切な契約事務を行う。

(1)－②

法令上認められていないとされた「立替払」については、今後会計規程の改正（H26.4.1改正予定）に合わせ、その規定を削除し、当該支出事務は、「資金前渡」、「概算払」又は「企業出納員管理の小口現金」をもって対応する。

(2)－①

指摘案件については、早急に文書決裁を行う。今後は、「水道使用水量の認定及び減免に関する規程」に基づき、適切な事務処理を行う。